

令和元年度 第1回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

令和元年7月19日（金）

愛知県障害者自立支援協議会

令和元年度 第1回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時

令和元年7月19日（金）午後2時から午後4時25分まで

2 場所

愛知県社会福祉会館 3階 多目的会議室

3 出席者

浅井令史委員、池戸悦子委員、江崎英直委員、大嶋健二委員、川上雅也委員、
木本光宣委員、小島一郎委員、鈴木智敦委員、高橋脩委員、坪井重博委員、
手嶋雅史委員、長坂宏委員、橋本知代委員、廣田祥久委員、牧野昭彦委員、
松下直弘委員、渡邊久佳委員

17名

(事務局)

障害福祉課長ほか

(傍聴者)

なし

4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

5 高橋会長挨拶

皆様こんにちは。皆様方には本日はお忙しい中、年度最初の自立支援協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。本協議会は、愛知県における障害のある方々の相談支援体制等の推進を図るための協議の場、地域福祉を推進するための要となる協議の場であります。その重要な役割を御理解いただき、会が充実したものとなりますよう、御協力のほどよろしく願いいたします。

ところで、間もなく2016年7月26日に相模原市で発生した津久井やまゆり園での痛ましい事件から3年目を迎えます。改めて心から追悼の意を表したいと存じます。しかしながら19名の亡くなられた方々、心身ともに深い傷を負われた多くの方々の氏名は、数名の傷つけられた方を除き、いまだ公にされておられません。亡くなられた方々、傷つけられた方々の御無念、お子さんや御兄弟のお名前を公にできない御家族、とりわけ御遺族の方々の御無念、そして障害のある方々と御家族が安心して暮らせない我が国の現状を改めて思い起こしてお

ります。誰とどこでどのように育ち暮らすかは、障害のある方の権利であると謳った改正障害者基本法が施行されて7年。私たちはその理念に向かって努力を続けていますが、なお多くの課題を抱え、道遠しです。障害のある方々と御家族が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、根気強く、一層の努力をともに続けたいものです。

さて、本日の協議会の内容に移ります。本日は、お手元の次第にありますように、専門部会の活動状況を始め議題が大きく分けて3件、報告事項が3件となっております。改めて皆様方の活発な御協議と円滑な会議の進行への御協力をお願いし、御挨拶といたします。それでは、よろしくお願いいたします。

6 議 事

議題(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

ア 人材育成部会の活動状況について

【資料1 人材育成部会 令和元年度活動中間報告】

【別冊資料 愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョン】

高橋会長

まず、議題(1)の「愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について」のうち、人材育成部会から始めたいと思います。

小島部会長、よろしくお願いいたします。

小島委員〔人材育成部会長説明〕

よろしくお願いいたします。資料1に基づいて御報告いたします。

まずは1点目、人材育成ビジョンの策定についてです。

この協議会でも何度も確認しながら進めて参りましたが、ビジョンが確定したところです。基本的には、障害福祉に携わっている支援者の方々が、どのようにスキルアップしていくかという道筋のイメージができるということと、そのためには研修機会が必要で、その研修のお手伝いいただく方をどのように作っていくかという2本柱になっております。

資料にもありますように、県の研修だけではなく、市町村や地域の研修と連動していくことが必要で、そうしますと、市町村で実施する予定の研修ですとか、どのような方が中心でやっているのかということをお県レベルでも把握しながら、またそういう方々に御活躍いただいて、県の研修でもリーダーとなっていただくという循環を作っていくことが必要ではないか、ということに基づいたビジョンです。また、ビジョンを作るだけではなく、今後そのビジョンに沿ってどのように取り組んでいけるかということをお、部会でもまた検証していきたいと思っております。

委員からの意見としましても、県が収集した情報を市町村にフィードバックして欲しいということが出ておりますし、先だって地域アドバイザー会議が開催されましたので、私も伺わせていただいて、人材育成ビジョンがつくられた背景や、今後のカリキュラムの動

向を踏まえて、アドバイザーの皆さんにも講師の御推薦等の御協力をいただきたいという旨をお願いに上がった次第です。

2 点目ですけれども、サービス管理責任者等研修と相談支援従事者の研修の事業者指定についてです。

この4月から、愛知県社会福祉協議会が指定事業者ということで、相談支援の初任者研修と、サービス管理責任者等の基礎研修について、今年度からスタートという動きになっております。研修は、これから順番に開かれていくのですけれども、有料化ということが一つ大きくあって、それで受講状況がどうなっていくかというところがあります。また、私自身も相談支援の研修に携わっておりますけれども、指定事業者となることで、今までは県直営の中で当たり前に行っていた色々な準備が、細かいところですが、どこでどのように調整していくのかという課題といえますか、戸惑いも出ているところでもあります。今年度は1年目ですので、まずはスムーズに指定団体の主催の下で研修を行っていくことが第一かなと思っておりますけれども、次年度以降は、準備のあり方を含めて作っていただくことになるのかなと感じている次第です。

3 点目が、今年度の研修年間計画についてです。

相談支援の現任研修と、サービス管理責任者等の更新研修については、従来どおり愛知県の主催で行われます。相談支援の現任研修については既に開始しており、残り1日の日程を残しているところですので、例年に近い受講者の参加を得ているところです。専門コース別研修も、今まで同様、愛知県相談支援専門員協会に委託して行うということですし、新たに主任相談支援専門員の研修が今年度始まることになっておりますけれども、これについては後程また詳しく御報告します。

サービス管理責任者等研修の更新研修ですけれども、こちらも今まで更新制がなかったサビ管研修に、今年度から更新の研修が加わった形で、700名の定員で今年度開始するということです。サービス管理責任者を作っていく研修のうち、基礎研修、実務研修は指定団体が行っていくのですけれども、今まで更新制でなかったところに新たに更新制が入るということで、資格を持った大勢の方が愛知県にみえるものですから、計画的に、まずは何とかスムーズに更新させていくということが大切なかなと考えております。

それから、昨年度から始まりました医療的ケア児等のコーディネーター研修も引き続き行いますし、新たに精神障害者支援の障害特性の研修も開催いたします。強度行動障害支援者養成研修も従来どおり行っていくということです。

最後に、資料2ページ、主任相談支援専門員の研修になります。こちらも新たに今年度から始まる研修で、昨年度と今年度に国の養成研修を受けていただいた方を中心に、新たに研修を作っていくこととなります。国の告示でファシリテーターの配置等、グループの人数も含めて細かく謳ってありますので、そこから現実的に考えていくと、資料にありますように、48名の受講定員でスタートするという方向で考えているところです。これについては、相談支援の事業所の加算の関係もあるのですけれども、まずは国の大きな方向性として、地域で拠点になっていくべき基幹相談支援センターに配置されることがあるものですから、④の「受講者の決定方法」にもありますけれども、順位付けをしながら受講決定を行う予定ですが、まずは県内の基幹相談支援センターに主任相談支援専門員が配置されることを目指して行いますし、基幹センターがまだ設置されていない市町につきまして

も、準じた委託の事業所や役割を担う方を推薦していただいて、主任相談支援専門員がバランスよく誕生していくことが当面の目標になると考えております。

以上になります。どうもありがとうございました。

高橋会長

どうもありがとうございました。

人材育成部会の活動状況について、何か御質問、御意見はありませんでしょうか。

松下委員

サビ管の基礎研修ですけれども、研修の主任講師をさせていただいている関係で、現時点で募集人数に対して3割オーバーの人数が応募されていると聞いております。そう考えると、有料化に伴う大きな差異はなかったのかなと思いますが、もしかしたら受講枠が取れなくなるのではと思って応募した人もあるのかもしれない。従来は市町村を經由して受講申し込みをしていましたけれども、県直営から指定事業者に変更となった関係でダイレクトの申し込みになり、そこでのフィルターがかからなくなったことから、希望する事業者が殺到したとまでは言わないですけれども、積極的に応募した方もいたのだらうと思っています。その反面、公立の事業所からは、予算化されておらず5万近い金額が払えないため、来年度に持ち越したという話も聞いています。

前回の協議会でもお話をしたかもしれませんが、国の研修でも、分野が統合されるということで、子どもの関係の方も大人の事例を使って受講しますので、子どもの支援をしている方からすると、自分たちが思っていた研修と違うと言う方が出るかもしれない。そのため、基礎研修を受けた後に現場でのOJTを踏まえた上での実践研修になっていたと思いますので、市町村自立支援協議会を通じて、それぞれの地域でのフォローアップ体制があったほうがいいのかと改めて思っています。豊橋市の例ですけれども、現児発管あるいはこれから児発管を取得しようとする方を対象として、事例を使った3回コースのアセスメント研修を企画して、今年度既に実施したところです。

そうしたことを積み重ねながら、次の実践研修につなげていくことも企画していただけるよう各市町村にお願いするのも、相乗効果でより質を高めていくことに繋がるのではないかと思いますので、御検討いただけるとよいと思います。

小島委員

サビ管も相談支援の初任者研修も、有料化が一つ大きな変化かと思います。私もサビ管の受講動向までは承知していなかったのですが、今のところ3割オーバーくらいというお話で、ちなみに相談支援は480名の募集で結果的に300数十名の申し込みがあったと聞いております。

細かい仕組みの話になりますけれども、一旦Webで申し込んだ後に受講料を払い込んで決定となるため、色々な見方ができると思います。松下委員が仰ったように、定員枠があるのでまずは手を上げたけれども、実際にどれだけの人が払い込むのか、見てみないとわからないと聞いています。資料にも相談の受講者が少なくなるとありますが、ある程度は受講者が絞られることを見越した動きだと思うので、そういうところでは驚く話ではな

いのかかもしれません。お金を出せと言われれば、減ることは普通なのかもしれませんけれども、受講者の減り方が大きな地域もあって、そのあたりのバランスも見ながら、もしかしたら声掛けや、受講を促すことが必要になっていくのかなと思っています。

一方で、県の研修で色々と工夫しながらやっていく部分と、足りないところ、補うべきところを地域でフォローしていただくというのは、最終的に望む形なのかなと思います。望んでいるだけではなかなかやっていただけないので、先ほどの豊橋の話や各地域の工夫を他の地域にも御紹介して、お互いによいところを共有しながらやっていくことも大切かなと思っています。

高橋会長

非常に好ましい方向が少し出たのかなと思ってお聞きしておりました。

有料になったことは、基本的には、比較的肯定的な結果であったということですか。

小島委員

受講料の額をどう考えるのか、自分でもよくわからないところがあります。僕が心配しても仕様がなくて、正直すごく減ったらどうしようと思っているところもありますけれども、僕自身はそれほど大きな差はなかったと見ていますし、むしろ、受講の質のようなどころも含めて目指すべきところをしっかりと目指さないといけないと思っています。

川上委員

今の話に関連してですけれども、相談支援関係で言わせていただくと、フィルターを通らずに直接申し込むため、基幹も福祉課も誰が受講しているのかわからない、受けた後もわからない。昨日もある会議で、指定特定を増やそうという話をしていたのですが、今年誰が受けたのかわかりません。こんな状況でいいのかなと思いました。指定化は流れとしてはそうなのかなと思いながら、基幹や市町村が受講者を把握できない。質と量をどうしていくのかを論議をしているところからちょっと離れてしまっている、危惧するところでは。

小島委員

仰るように、指定事業者が研修をする以上、市町村の推薦をかませることがなかなか難しいということだったのですが、受講決定後に受講する方をフィードバックすると聞いております。本来ですと、誰が受講するのかというところから関わっていただくのが一番よいのかもしれませんが、サポートはできると考えておりますので、その中でまた御検討いただけるのかなと思っています。

高橋会長

福祉課が実際にそこまで踏み込んで対応してもらえると嬉しいですね。

ほかによろしいですか。人材育成部会の進捗を御報告いただきましたが、これで皆さんよろしいですか。御意見御質問もないようですので、御了解いただいたということで、次

に移りたいと思います。

議題(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

イ 地域生活移行推進部会の活動状況について

【資料2 地域生活移行推進部会 令和元年度活動中間報告】

高橋会長

それでは、次に、地域生活移行推進部会へ移りたいと思います。長坂部会長、よろしくお願ひいたします。

長坂委員〔地域生活移行推進部会長説明〕

第1回地域生活移行推進部会の中間報告をさせていただきます。

第1回の部会では、資料3 ページから5 ページに記載した3点について、検討をさせていただきました。

まず1点目は、地域生活支援拠点の整備についてです。

第5期障害福祉計画では、平成32年度、令和2年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することとしています。

現状の整備状況は記載のとおりですが、整備済の市町村の中でも、充足内容の差が大きいことから、さらなる内容の充足を図っていく必要があります。

第1回の部会では、相談支援地域アドバイザー会議における情報共有及び各市町村に対し、地域生活支援拠点整備の進捗状況及び検討スケジュールの照会を行うこととさせていただきました。

2点目、福祉施設入所者の地域移行についてです。

第5期障害福祉計画では、平成28年度末から令和2年度末までにおける地域生活移行者の数を177人とする目標を設定して、これは聞き取りを行って、177の方が地域でという回答されたことから設定したのですが、現在のところ30年度末での地域生活移行者数は38人という結果で、今後、相当な努力が必要ということになります。

第1回の部会では、昨年度個人情報の提供の承諾を得られた方については、市町村に情報提供し、市町村において本人の聞き取り調査を行っているが、やりっ放しとなっているため、市町村に県全体の状況をフィードバックして、今後の流れを示してはどうかとの御意見をいただきました。

今後の取組ですけれども、聞き取り調査の状況の確認、それから阻害要因の調査というところは、部会の中で実際話し合われて、今後このような取組が必要ではないかということで諸々の意見が出たのですが、地域移行を希望する177の方に対する実施推進計画の立案については、部会の中では議論を尽くすことはできませんでした。

前回の本会の中で、高橋会長から入所施設から地域への移行についてのアクションプランを求められたのですけれども、なかなかそのアクションプランを部会で作り上げることができず、先ほどの177名という目標に対して実際には38名という進捗状況で、部会としてかなり危機感を持って取り組まなければならないのではないかと認識しております。

それを受けて、事務局と私で付け加えた部分になりますが、177名に対して誰がどこで何をするか等、具体的に動いていくプランを作るということ、第2回部会で検討させていただきたいと思います。部会長である私自身も、実際に動きが出てこない、このまま目標を達成できずに終わってしまうのではないかと強い危機感を持っております。

3点目は、昨年度にお示ししたロードマップに記載されていたものですが、地域移行リーフレットの作成です。

これについては第1回の部会で、リーフレットの素案を事務局から提示していただきましたが、記載の内容が、本人向けのリーフレットはわかりやすく簡略化し、写真を入れて視覚化する等の合理的配慮が必要、それから本人向けのみでなく、家族・支援員を対象としたリーフレットを作成したほうがよい、リーフレットを配布するのみでなく、直接持参して地域移行について説明を行う等、部会としてアクションを起こせるような内容とした方がよい等の様々な意見が出ました。

今後の取組としてはまず、現時点で作成したリーフレットの素案の見直しを行い、第2回の部会で再検討して、リーフレットの作成を行っていきたいと思います。このリーフレットについては、郵送・電子媒体での配布だけではなく、部会の委員等が直接、各入所施設を訪問して配布を行う等、行動を起こせるような内容を次回の部会で検討していきたいと考えております。

以上、第1回地域生活移行推進部会の報告とさせていただきます。

高橋会長

ありがとうございました。皆様から御意見御質問ありませんでしょうか。

松下委員

地域生活支援拠点ですけれども、未整備の市町村に働きかけをされるとのことですが、5つの機能がすべて揃わないといけないと思っている自治体もあって、二の足を踏まれている可能性もあると思います。厚生労働省から示されている好事例集を拝見すると、5つの機能をすべて網羅した状態に出発しているところばかりではありませんでした。前例を上手く反映しながら県内でも取り組んでいただけるよう、好事例集を周知していただくとよいと思いました。

入所施設から地域移行の話ですけれども、市町村もしくは相談支援専門員が阻害要因の調査をするとのことですので、おそらく計画を策定している相談支援専門員が聞き取り調査をされることになると思います。調査の意図、意向、思いを中心にしっかりと聞き取ってもらうために事前レクをしていただくと、より高精度の高い、効果的な調査ができると思いますので、提案させていただきます。

リーフレットですけれども、それぞれの対象者向けに作成する意味は確かにあると思いますが、逆に複数になりすぎて上手く活用できないこともありうるかと、少し懸念しました。わかりやすい形で作成した御本人向けのものを、御本人と御家族向けにして、それをサビ管もしくは支援者がきちっと説明できるようにサポートガイドみたいなものを別に用意して、丁寧に地域移行のことを説明する形はどうかと提案させていただきます。

それで、御説明を聞かれた御本人や御家族の様子をフィードバックしていただいて、内

容の確認や移行の方向性の参考として、さらに効果的が上がるのではないかと思います。これは提案ですので、参考にさせていただければと思います。

長坂委員

とてもよい提案をありがとうございました。

好事例集は、地域アドバイザーには届いていますが、市町村に届いているのかわかりかねますが、5つの機能すべて整わなくてもというところがありますので、そこは確認していく必要があると思いました。

阻害要因を調査するにあたっての事前レクチャーは、確かにそのようにできることが望ましいだろうと受け止めました。

リーフレットですけれども、ここがやはり結構難しいところで、どのようなものが実際できるのか、具体的に作ったものをお示ししなければ次の話ができないというところがあります。現在のところお示しできるものがないので、これ以上のことは申し上げることでできませんが、次の部会で検討することとしておりますので、今の意見を参考にさせていただきたいと思います。

高橋会長

リーフレットの好事例といいますか、いいところを何か御存知ないですか。特に利用者の方向けのリーフレットがいるのですよね。もしあれば、部会長に提供していただければ参考にさせていただけると思うのですけれども、よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

木本委員

リーフレットの好事例を知っているわけではないのですが、僕の知る限りでは、本人が施設を出たいと思っても、家族の同意が得られないケースが結構ある。親から見て、地域移行をしても安心だということが分かるリーフレット、あるいは、この子もこういう生活ができるのだということが目で見てわかるビデオみたいなものが必要だと思います。親が地域移行に安心できずにつまづくケースが結構あるので、安心だということを強調するものがないと思いました。

長坂委員

仰るとおりだと思います。ビデオはいいなあと思いました。地域に出て暮らす姿を動画でお示しできるといいと思いました。この部会からグループホーム整備促進制度ができて、地域生活支援を実践されているコーディネーターがたくさんいますので、その方たちの力を借りながら、何かできたらいいなあと強く感じました。施設を出てからは、地域で暮らす安心感がないと、御家族の方はやはり施設にいてほしいになってしまうので、御意見のとおりでと思います。

高橋会長

今の話と関係しますけれども、先ほど実施推進計画のところを話させていただきまし

たが、では具体的にどういうふうに推進していったらいいのか、皆さんがノウハウを少しお持ちでしたら御提供していただけるとよいと思います。思いつきで構いませんので、御意見はありませんでしょうか。

今まで何期にもわたって地域移行を考えてきましたけれども、なかなか前に進まない。今回は実際に177名の方が地域に移行したいと思ってみえるのですけれども、その願いをどのように実現するのか。そのことについて、衆知を集めることが求められていると思います。ここにはそれぞれの領域の専門家が集まっておいでですので、ぜひ御意見をいただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

池戸委員

地域生活への移行推進ということで、今年3年目になりますが、愛知県ではピアサポーターの派遣事業をやっています。地域で暮らす障害者が、精神分野では入院になりますけれども、入院中の方に対して話しかけることは、非常に有効であると考えています。障害者だけでなく、それを見守る病院の職員、スタッフにも、こんなふうに生活できるという希望を与えてくれていると思っています。愛知県を中心に、ピアサポーターを養成する取組から、サポーター当事者、支援者、行政も参加することで、皆で何とかしようという空気が流れて、非常に有効であったと思います。また今年もやるということです。

長坂委員

入所施設から地域へという取組においても、地域に先に出て暮らしてみえる方をピアとして養成するのも、1つの方法ということですね。

先程の打ち合わせでも話が出たのですが、地域で暮らしている御本人が入所施設に出向いて、入所施設にみえる方に対して地域の暮らしをビデオ上映しながら、自分の暮らしや気持ちを少しお伝えするとか、そういうことがもしできるならよいと思いました。

川上委員

精神科病院からの地域移行、入所施設からの地域移行については、私たちは積み上げてきた強みを持っていると思います。精神科病院からの地域移行では、圏域で市町村と保健所、地域アドバイザー等で勉強会を開いて、漫画で見る地域移行リーフレットを作った経験を持っていますので、そういう色々な経験を、入所施設からの地域移行にも生かせるるとよいのかなと思います。

昨年、当事者に参加していただいた勉強会で、僕は入退院を繰り返していて、地域移行と言われると心配したけれど、相談員がついてくれていつも相談できたから、地域で安心して暮らせますという報告を受けたときは、よかったと思いました。また、入所施設からグループホームを使って地域移行していただいた方で、日中は就労移行を使って、今、特別養護老人ホームで掃除や水まきの仕事をしていただいている方がいます。非常に生き生きしていて、そこの職員にも非常に馴染んでいただいて、忘年会とか旅行とかにも連れて行っていただいています。この前、特養の施設長に会ったときに、その方が旅行の時に世話人にお土産を買うんだと言って楽しく帰っていく姿を見て、いいなあと思いましたと言われました。

私たちにはさらに 8050 の問題が出てきて、包括と一緒に勉強会をするなど発展している地域も現実に見ていますので、そのあたりで展開していくとよいと思います。

拠点については、54 分の 19 市町と、去年に比べると 4、5 か所増えたような気がします。報告書を見せてもらおうと、5 分の 1 から 2 が空欄という市町村があります。確かに 5 つの機能がなければいけないとは書いていないですし、国の Q&A にもそう書いてありますけれども。先ほど言われた好事例集は、このあたりの事情を全部読み込んでいて、特徴的な取組をしているところが非常に多くて、共有したいと思っています。時々市町村と読み合わせをされていて、こういうことをやったらうちの市町村でもできるのではないかという話をしています。

質問ですが、来年 4 月にオープンする名古屋市のある区のチラシが届きました。グループホームやショートステイ併設、日中活動に関しては、施設整備の国庫補助金の優先整備はまだ生きているのですか。

障害福祉課地域生活支援グループ 加藤補佐

施設整備の国庫補助金の優先採択があるのかというお話だと思います。手元に資料を持っていないので、何が優先かはお答えできないのですが、グループホームは確かに優先採択事項になっています。

川上委員

チラシには、グループホームと生活介護、地域生活支援拠点が令和 2 年 4 月オープンと書いてありました。名古屋市以外では見たことがなく、名古屋市では地域生活支援拠点の独自の上乗せ、加算等があるのでしょうか。

浅井委員

地域生活支援拠点につきましては、名古屋市は障害福祉計画上、32 年度までに 8 か所設置という目標を設定しております。実際は、国の方向性の話はあるのですが、いかに活用できるような制度とするかというところで、まず、国庫整備については、グループホームが優先採択というのがありますが、例えば日中活動の整備の下に拠点整備があっても、国ははっきりと拠点をみると言っていますので、拠点整備への国庫補助はたぶん、いの一歩だと思っています。

そういうのを生かしながら、本市としては、本当は圏域としては 1 か所あれば十分ですが、16 区を 4 つに分けて、できれば 4 ブロックに 4 か所という形で、何とか 16 か所を今目指しております。国庫補助をまず活用すると、緊急受け入れの部分については、市単独で空床確保を一床するというので、補助金制度を作りました。後は、体験利用も補助金でやります。また、名古屋市バージョンの拠点事業として、基幹センターと連携したコーディネート機能を委託料で行っています。国庫整備を利用した拠点づくりは有効だと考えています。

川上委員

そう聞いてしまうと、愛知県も単費で何かないのかなと思い、ちょっと引き出してしま

いました。

障害福祉課地域生活支援グループ 加藤補佐

施設整備の補助金は、県と名古屋市は同列ということで、名古屋市も施設整備補助をされていると思いますが、県も、名古屋市と中核市を除く市町村に対しては、施設整備の補助をしているところです。

名古屋市と比べて、単独でというようなお話でしたけれども、県としては整備に関してのメニューは、現時点ではないという状況です。

松下委員

アクションプランの話だと思いますので、本日の午前中、この会議の前に、発達障害者支援体制整備推進協議会が開催されました。

在宅の発達障害をお持ちの方たちが、家庭から自立するために何が課題なのかという調査を実施したという報告がありました。その中で、体験がないことに伴う地域移行、自立生活に対して不安が大きいということが、家族にも御本人にもあったということが見えてきました。

私のところではかつて、通勤寮という働く方たちの生活支援をする事業を実施していました。平成元年にグループホームが国で制度化されてすぐ直後にホームを作ったのですが、現に働いている方が4人で同室同居しているところから、自分の個室が持てる、一人暮らしになるという話をした時に、それを望まなかった利用者がいました。その生活がどういふものか想像がつかないという不安から選ばないことがありますので、現に入所されている方たちについても想像がつかない不安、あるいは御家族にしてみれば移行後のイメージがわからない不安が恐らくあると思いますので、地域生活支援拠点と繋がるのかもかもしれませんが、まずはそういった体験の場をしっかりとアクションプラン中で進めていくのは大事だと思います。

実際に推進していく上では、阻害要因の調査が生きてくると思いますが、ハード面の問題なのか、支援者・支援力が足りない問題なのか、御本人の不安等に伴う課題なのか、あるいは障害に伴う課題なのか、それぞれの視点によって多分向くべき方向性が出てくると思いますので、そこをしっかりと整理をしていくとアクションプランにも繋がるのではないかと思います。調査と解決すべき課題の整理の両方で進めていくと、上手くいくのかなと思います。場合によっては、支援者自身が阻害要因になっている、つまり利用者本人は十分に可能性があるのに、支援者側がこの方はきっと地域では難しいと思ってしまう。それが支援者の優しさなのか、もしかしたらホスピタリティの問題なのかわかりませんが、そういうところもあるかもしれませんので、もし調査をされるのであれば、午前中の会議の調査もそうでしたけれども、御家族の意向と御本人の意向と差があったりしますので、支援者の地域生活への意向と御本人の意向と、何が阻害になっているのかを拾えると、多少違うところ、合致しているところが見えて、アクションプランに生かしていけるのかなと思います。

高橋会長

色々と貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。御意見を参考に取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議題(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

ウ 医療的ケア児支援部会の活動状況について

【資料3 令和元年度第1回医療的ケア児支援部会】

高橋会長

それでは、次に、医療的ケア児支援部会に移りたいと思います。医療的ケア児支援部会の取組について、事務局から報告をよろしく願いいたします。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

本年度から医療的ケア児支援部会の部会長に選任された野田委員につきましては、所要のため本日欠席しておりますので、代わって事務局から医療的ケア児支援部会の活動状況について御報告させていただきます。

資料6 ページをご覧ください。

令和元年度第1回愛知県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会を、今月8日月曜日に愛知県自治研修所にて行いました。

委員名簿は、本日付けておりませんが、人事異動等で昨年度から2人の委員の交代がありまして、保健分野において、県市町村保健師協議会の役員交代に伴いまして、東郷町こども健康部東郷診療所の梅木委員、愛知県相談支援専門員協会の御推薦で田原市障害者総合相談センターのセンター長で相談支援専門員の新井議員の2人の方に御就任いただきました。また、部会長につきましては、昨年度の部会長でありました三浦委員が、豊田市こども発達センターから県の医療療育総合センターに異動されたことに伴い、今年度から、愛知県医師会の理事であります野田委員が部会長として新たに選任され、三浦委員と交代されました。

議題としましては、次第の4、議題(1) 令和元年度医療的ケア児者の実態調査についてとありますように、今年度実施しております医療的ケア児者実態調査の二次調査の調査票案を取り上げて協議をいたしました。医療的ケア児者実態調査の実施につきましては、前回3月15日に開催されました平成30年度第2回愛知県障害者自立支援協議会の議題の中でも御協議をいただきまして、貴重な御意見をいただいたところでございます。今回そうした御意見を踏まえまして、医療的ケアを行っている対象者御自身に、生活状況や困りごと等を把握するアンケートを行うための二次調査の調査票案を提示いたしまして、御協議をいただいたものでございます。

それでは調査票案について御説明いたしますので、資料7 ページから御覧ください。この調査票案につきましては、医療的ケア児支援部会において提示した調査票案ではなく、当日の部会の御意見を踏まえて見直しを行った後の調査案となっております。また、この調査票につきましては、今月下旬には案を固めて印刷に入りまして、来月下旬には医療機関等を通して配布したいと考えております。

調査票案の説明ですが、大きく6つのテーマで構成しており、まず一つ目は医療的ケアの必要な御本人の状況についてです。御本人のお住まいの市町村や年齢、性別といった基本状況と、御家族等の状況をお尋ねします。問7で医療的ケアの内容と頻度、問8で医療的ケアを必要とする原因となった病名等を選択していただきます。問9から問14にかけては、御本人の障害者手帳の有無、障害支援区分、小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用状況、運動機能、移動の手段、意思表示、食事の摂取方法について、御本人がどのような状況にあって、どのような暮らしをしているのかを把握する設問となっています。

続いて問15から、二つ目のテーマとして、看護・介護者の状況です。看護・介護者との関係性や年齢、健康状態、平均睡眠時間、まとまった睡眠時間が取れているのか、就労状況はどうか、看護・介護ができない予定があるとき、又は緊急で看護・介護ができなくなった時の対応方法、相談相手がいるのか、相談相手がなくて孤立しているかどうかなどを聞き取る質問となっています。また、介護者を取り巻く状況を自由記載で把握します。

次に、三つ目のテーマとして、サービスの利用状況です。問23になりますが、まず利用したことのあるサービスを把握します。問24では、サービスの利用を止めたことがある方に対し、サービスごとに止めた理由を回答していただきます。また、サービスを利用していない方やサービスを追加したいと考えている方に対し、現在利用していない理由を聞き取ります。

四つ目のテーマとして、問25から学校教育等についてお伺いします。御本人の学歴として今までの就学の状況を把握し、続いて、現在受けている教育形態と実態、通園・通学時の付添者の必要性、学校内での保護者の付き添いの状況と理由、通園・通学の方法と所要時間、通学等に関する希望を把握します。

五つ目のテーマとして、問27から日中活動の状況についてお伺いします。現状としてどのようなサービスを利用しているのか、事業者等で行われている医療的ケアの内容、事業者等では誰が医療的ケアを担っているのか、看護師なのか准看護師なのかそれ以外の方なのかなど、医療的ケアの内容ごとに対応者を把握する設問としております。問29では利用しているサービスに関する希望、例えば利用日数を増やしたいとか、もっと近いところに通いたいといった希望をお尋ねします。問30では現在日中活動に通っていない方、今後通いたい日中活動がある方に対して、現在利用していない理由を尋ね、医療的ケアを行っていることが日中活動サービスの参加に影響していないかどうかなどを把握します。

続きまして、六つ目のテーマとして、災害時、緊急時の対応です。問31から33で医療的ケアに関する備品の保有状況、緊急連絡先、避難場所の把握状況を把握します。問34では避難行動要支援者名簿に登録しているのか、登録していない場合はなぜしていないのかなどの理由を把握します。問35では災害時に行政に対してどのような支援を求めるのかを設問として設けまして、災害時に特に望むことを3つまでの選択にして、求められる支援の優先度合も併せて把握できるような設問の方法としました。

最後に問36から38に自由記載を設けまして、困っていること、不満なこと、行政・医療機関・事業者等に求めること、その他のコメントを書けるようにしました。

調査票の説明は以上です。

今現在は一次調査を実施しており、7月5日の提出期限を終えておりまして、現在集計中です。該当の患者数が多い病院から、ちょっと期限に遅れるという報告も既にいただい

ており、順次集計を進めている状況です。

今後の予定としましては、8月下旬に調査票を発送して、対象者に配布していただくよう依頼していく予定です。

説明は以上です。

次第にありますように、今月8日に医療的ケア児支援部会を開催しまして、アンケートの内容について協議し、今回はその協議内容を踏まえた後の状態になっておりますけれども、今日は状況報告をさせていただきました。まだ案という形ですので、御意見等がありましたら、聞いてまいりたいと思います。

高橋会長

他にも色々な事業をしておられると思いますが、その報告はないですか。その報告を受けて、皆さんに検討していただくことがこの場の役割だと思うのですが、それについてはいかがですか。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

今年度の事業は、他にコーディネーター等養成研修を予定しておりますが、これから通知等をしていくということで、まだちょっと具体的に動けていません。今現在は実態調査が進行中でございまして、状況報告をさせていただいたということです。

高橋会長

今回調査票を作りましたので、少し意見があれば、ということかと思いますが。これは毎年調査をしてみえますか。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

昨年度、平成30年度に部会を新たに立ち上げまして、本来はそこでどういう支援体制にしていくかを議論していくのですが、その際にまず客観的なデータとして、そもそも対象者が何人ぐらいいるのか、どういう困り事があるのかを把握するべきだ。一部の御意見は聞いていますけれども、全体的な客観的な把握ができていないという議論が昨年度ありまして、今年度それを踏まえて、まず調査をして、結果を踏まえて今後対策を練っていかうという考えを持っております。

高橋会長

今まで調査をしておられたように思ったのですが、違うのですか。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

医療的ケアという視点では、昨年度のこの協議会で今年度こういった調査を行いますと全体計画をお示しして、御意見等をいただきまして、今日は進行中の状況を報告させていただきました。

高橋会長

わかりました。

医療的ケア児の実態調査として調査票を配布するということについて、何か皆さん御意見がありますか。

松下委員

医療的ケアを必要とする方がどのくらいいるのか、この調査で把握するということでしょうか。と言いますのは、医療的ケアを必要とする方の調査にあたって、どこへ配布すれば調査ができるのか、その前提条件となるデータを持っていないと思うのですが。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

今回お示ししたのは、二次調査の調査票案でございます。現在、一次調査を実施しており、4月末に医療機関、福祉事業者、学校、訪問看護ステーション、保健所、市町村に一次調査票を送付して、対象者のリストを提出していただき、その調査票を集計している最中です。

医療機関に対象者がいることが把握できましたら、そこに対して今回の調査票をお送りして、その医療機関から対象者にアンケート用紙を送っていただき、回答いただければと思っております。

松下委員

前回の協議会の時に、一次調査のことを伺っていたのを失念しているということでしょうか。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

前回の協議会では、一次調査と二次調査の全体的な調査案を提示させていただき、その内容を御協議いただきました。それを踏まえて、今回、調査票案をお示ししております。

松下委員

前後のいきさつが記憶になかったので、失礼しました。

それを踏まえて伺いますが、お子さんも成人の方も対象ということによろしいでしょうか。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

対象者は40歳未満としており、0歳から39歳までの方にアンケートの対象になっていただきます。

松下委員

そうしますと、教育の部分ですが、現在の状態を聞いている印象を受けます。すでに成人を迎えられた方は回答が不要なのか、学齢期の頃のことを答えるのか、どちらかを明記していただいた方が書きやすいのではないかと思います。

障害福祉課障害者施設整備室重症心身障害児者施設グループ 山本補佐

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

高橋会長

他にありますか。

始まったばかりの部会ですから、これからまず実態を把握して、そして取り組んでいくことと思います。重症心身障害児の取組については、かなりきちんとした枠組みでスタートされたと思って喜んでいるところです。医療的ケア児も、重なる部分もありますけれども少し違いますので、ぜひきちん実態把握をしていただいて、取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

各部会の部会長さん、御苦労さまでした。

議題(2) 第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について

高橋会長

続きまして、議題(2)の第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について、事務局から説明お願ひいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ 加藤補佐

第5期愛知県障害福祉計画の進捗状況について、御報告をさせていただきます。

15ページの資料4を御覧ください。

平成30年3月に策定した第5期計画の計画期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間としております。

計画の第4章で掲げました地域生活移行等についての5つの成果目標について、計画期間の1年が経過した、昨年度、平成30年度末時点の進捗状況を説明させていただきます。

まず一つ目の成果目標、福祉施設入所者の地域生活への移行です。

成果目標①ですが、地域生活移行者数177人とする目標に対し、平成30年度末時点の実績は38人で、達成状況は目標に比べて21.5%と大きく下回っているところです。成果目標②ですが、施設入所者削減数を77人とする目標に対し、平成30年度末時点で74人と、こちらは目標の96.1%を達成しております。

地域移行が進まない要因ですが、施設入所者数が少ない状況にあるにもかかわらず、高齢化・障害の重度化が進んだ方が多いことなどが挙げられております。今後の取組方針ですけれども、先ほど地域生活移行推進部会の長坂部会長さんから御報告がありましたとおり、希望された方については市町村等と連携して地域移行を進めていくほか、地域生活チャレンジ事業を活用してグループホーム等での宿泊体験等を実施してまいります。

続きまして資料16ページ、二つ目の成果目標の入院中の精神障害者の地域生活への移行についてです。こちらは、現在、国において平成30年度実績を集計中であり、1月末頃に集計結果が出るとのことで、昨年度の資料のままとなっております。資料修正後に送付させていただきますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、資料 17 ページ、三つ目の成果目標、地域生活支援拠点等の整備です。

令和 2 年度末までに各市町村または障害福祉圏域に少なくとも 1 つ整備するとの目標を掲げているところですが、平成 30 年度末の時点で、19 市町村で整備済となっております。

今後の取組方針ですが、地域アドバイザーと連携して、圏域会議等を通じて、市町村の取組状況を把握しながら、市町村に対して設置を働きかけてまいります。また、整備済の市町村に対しましても、機能内容の充足を働きかけてまいります。なお、32 年度末までに全市町村で設置との回答をいただいているところです。

続きまして、資料 18 ページ、四つ目の成果目標、福祉施設から一般就労への移行を御覧ください。

3 つの成果目標を掲げておりますけれども、いずれも平成 30 年度末時点で目標値 90% 以上となっているところです。今後の取組方針ですが、各種研修や事業者指導を通じて、既存の事業者の質的な確保を図るとともに、施設整備費補助金により量的な確保も図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料 19 ページ、五つ目の成果目標、障害児支援の提供体制の整備等になります。

児童発達支援センターと保育所等訪問支援のいずれにおきましても、人口の少ない市町村で整備の遅れがみられるところです。今後の取組方針ですが、地域アドバイザーと連携し、圏域会議等を通じて、市町村の取組状況を把握しながら、市町村に設置を働きかけてまいります。

続きまして、資料 20 ページを御覧ください。障害福祉サービス見込み量に対する利用実績となっております。

平成 30 年度のサービス見込み量と利用実績を出しておりますけれども、一部のサービス種別において計画で見込んだサービス量に対し、利用実績が下回っていることもありますが、大部分のサービス種別におきましては、見込み量を上回るか、或いは近似値となっております。

資料 21 ページからは、圏域別のサービス見込み量と実績となっておりますので、御確認いただければと思いますが、一部の圏域で未集計となっております。後日差し替えを送付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、大変駆け足でしたが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。説明を一通りしていただきましたけれども、皆さんから御質問御意見はいかがでしょうか。

松下委員

就労定着支援を利用されている方ですが、多分まだそれほど多くないと思いますが、どの事業から就職されてサポートされているのかを拾うことは難しいでしょうか。

障害福祉課 渡辺主幹（地域生活支援）

就労定着支援は、御承知のとおり、新しくできたサービスの一つとして、多くの場合において就労移行支援から就労定着支援に進むと言いますか、選択していくケースが多いかと思いますが、これ以上の数字が現状ないところです。

対象者が、就労移行支援等を利用した後に一般就労へ移行した障害者であって、一般企業での就労に伴う環境変化等によって生活面での課題を抱えている方となっております。一般企業で働き続けるための支援をする新しいサービスであり、関係機関と連携をとりながらしっかりと取組を進めていきたいと思っておりますので、お願いします。

松下委員

就労移行支援事業所から一般就労された方でなくても、生活訓練や生活介護から就職された方でもサポートは可能だと承知しているのですが、就労移行支援事業所から一般就労された方については、最初の半年間は就労移行支援事業所がフォローアップすることになっているので、実際に利用できるのは半年後からになると思っておりますが、600人ほどの利用実績があったので、どの事業から就職されて、就労定着のサポートをしているのか興味があったので、もしデータをお持ちであればと思ってお伺いしました。

もう一つは全国的に課題になっていますが、就労定着支援事業を利用しても1割負担が必要ということで、就職したのになぜ1割負担をしてまでサポートを受けなくてはならないのかという御本人の声があると聞いております。おそらく全国の団体の方で調査や研究が進むだろうと思っておりますけれども、そういったことも少し念頭に置きながら就労移行を考えていくことも必要かと思いました。データからは、就労移行事業所の数が少し鈍化してきたことが見えていますが、報酬改定に伴い、就労移行支援事業の経営上の変化が大きく、継続して事業をやっていこうとするとなかなか難しいと思うところです。就労定着支援事業を手がけたからといって経営上大きく改善していくものでもなく、そういった背景の中で就労移行支援事業の利用促進が上手くいくのか、しっかりと皆で検証していきながら、愛知県に合った形を考えていく必要があると思いましたので、それとあわせて就労定着支援事業をお伺いしました。大事な事業であることは間違いないと思っておりますので、引き続き福祉協会としても一緒に考えていきたいと思っております。

障害福祉課 渡辺主幹（地域生活支援）

ありがとうございます。

まだまだ始まったばかりでありますので、実績の中身の確認といたしますか、分析も必要なのかなと改めて感じたところでございます。

また、御指摘のとおり、すでに就労に移行しているのに、1割負担を払うことに抵抗と言いますか、感じられることはもっともかなと思います。

見てみますと、やはり知的や精神障害の方が使うケースが多いと思っております。障害の特性から一般企業で働くことがなかなか大変で、生活リズムが崩れたり、体調の管理も難しい方もみえるということで始まったサービスでございますので、また色々御意見を聞きながら進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

高橋会長

2回目の自立支援協議会の時に、実績のようなものが出せますか。難しいですか。

障害福祉課 渡辺主幹（地域生活支援）

今ちょっと確認をしたのですが、これ以上掘り下げるとなりますと、改めて調査をかけないとわからないのが現状でございます。国や他県から色々な情報が入ることもありますので、留意しながら事業を進めたいと思います。もしそのあたりがわかるような状況がありましたら、機会をとらえて、御説明等させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

高橋会長

留意しておいてください。ほかにいかがでしょうか。

廣田委員

16 ページに、当事者の経験を生かして、地域移行定着支援にかかるピアサポーターの養成研修を実施すると書いてあります。今やっているピアサポーター養成研修と、実際に地域移行定着に関わるための養成研修とは、別のものなのでしょうか。それとも継続していくということなのでしょうか。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ 三宅補佐

御質問ありがとうございます。

こちらに書いてございますピアサポーターですが、一昨年からピアサポーターの養成を実施しておりまして、愛知県精神保健福祉士協会に委託して、病院で体験を語っていただくというものでございます。こちらにつきましては、引き続き実施してまいります。

廣田委員

今のものをずっと継続していくということですか。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ 三宅補佐

今年度につきましては、昨年度に引き続き、愛知県精神保健福祉士協会に事業を委託しております。今後につきましては、一昨年から実施しております事業ですので、内容を検討しながら、引き続き実施していきたいと思っております。

廣田委員

今やっている養成研修は、僕が感じているだけなのかもしれませんが、人集めをしているだけではないかと思っています。養成研修を受けたからといって、今現状の活動は、ただ病院に行って話すだけです。具体的に支援者と行動してというところまで、まだ進んでいないと思いますけれども。養成研修を受けた人の中から、選抜するというのも変ですけども、その中からフォローアップ研修といったような形で、実際に関わっていくピアサポーターを作ることは可能なのかなと思ひまして、質問させていただきました。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ 三宅補佐

養成研修を受けていただいた方に、病院で語っていただく活動に参加していただければと思うのですが、そのマッチングが、すべてのピアの方に活動いただけていない状況があるのは承知しております。支援者と一緒に病院で活動していただいている中で、事業を実施しているところですので、その点を御理解いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

池戸委員

ピアサポーター事業は、私どもの方で委託という形でやらせていただいておりますけれども、実際に2年間やってきた中で、単に病院に出向いて、当事者や支援者にサポーターの体験談を語るだけではなくて、サポーターが生活している様子や体験は、入院者だけではなく、地域活動支援センターの通所の利用者等にもすごく生きてくると思います。

退院した後、十分に地域と繋がって生活していけるかという点、そうではなく、自宅と医療機関の行き来だけになってしまうなど、生活サイクルが大変狭くなってしまう方もたくさんいらっしゃいます。サポーターの中には、事業所の職員として働いている人や色々な活動を展開している人もいますので、本当に広い視野を持ってサポーターが活躍できるとよいと思っております。県にもお願いしております。可能性としては、もっと広がっていくのではないかと考えております。

渡邊委員

尾張北部圏域では、保健所の取組にコア機関チームというものがありまして、退院されて地域で活躍されている方、生活されている方が、病院に行ってお話をする機会がありました。ピアサポーター養成講座を受けられた方ではないと思っておりますし、ピアサポーター養成講座と関係のないところで動いていると思うのですが、こういった動きがあることを知っている方と御存じない方がいます。県の所管課の違いもあると思っておりますが、そういったところで連携が図られたり情報共有があると、もっと充実した制度ができてくるのではないかと思います。

高橋会長

ありがとうございました。このことについて、何かコメントはありますか。

先ほど、病院から地域への移行だけではなく、地域に移行した人の暮らしの支援や地域で暮らしている人の支援にも、ピアサポーターが活用できるのではないかと、そこまで広げたらどうかという御意見等をいただきました。それについては、いかがですか。

医務課こころの健康推進室精神保健グループ 三宅補佐

県の事業としましては、現在のところ、病院で体験を語っていただくことで進めておりますが、今いただきました御意見等を参考にしまして、今後どうするかを考えていただければと思っております。ありがとうございます。

高橋会長

この事業も、精神障害のある方の病院から地域への移行の重要な柱になる事業です。また次回のときに、今年度の実績や課題について、御報告いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

長坂委員

先ほど松下委員が言われたことについて、すでに事業化された形かと思いますが、15ページの地域生活チャレンジ事業についてです。これは、私が所属している部会の直接の事業ではありませんが、地域生活を希望する方たちにとって有効ではないかということで、昨年度から始まった事業だと思います。昨年度の実績と今年度の事業計画を少し紹介していただけないでしょうか。

障害福祉課地域生活支援グループ 加藤補佐

地域生活チャレンジ事業の実績ですけれども、昨年度は5名の方に体験をしていただきました。今年度の事業規模ですけれども、これから募集をかけるという状況で、昨年度は契約相手方を1者としておりましたが、今年度は、現時点では3者として募集をかけさせていただく予定としております。その中で、参加者の範囲等の提案を踏まえて、選定させていただく予定で考えております。できれば今月終わりか来月くらいには募集をかけさせていただきますので、県のホームページを御覧いただければと思います。お願いいたします。

手嶋委員

21ページの資料で、少し質問をさせていただきます。

今回の会議でも、地域生活支援拠点や地域の共生社会といった目標が大きく検討されており、地域生活を考えた時に、この表の圏域外の利用割合が重要だろうと思います。つまり、圏域外の方が地域のサービスをどれぐらいの割合で使っているのかということです。放課後等デイサービスで、例えば半分以上の方が圏域外だったりすると、それぞれの地域の事情があるのだろうと思います。

尾張中部圏域では、放課後等デイサービスでは5割が圏域外、そしてグループホームは何と7割以上が圏域外となっており、この数字だけを見ても、非常に難しい事情があるのが分かります。つまり、地域生活支援拠点といいながら、実はほとんどの方が圏域外の事業所を利用しているという難しい実態が少し見え始めているのではないかと。そうした事情について、今後少し関心を持ちながら調べていただければと思います。

もう1点ですが、東三河北部のグループホームの圏域外利用割合が100%を超えているのはおかしいと思いますので、数字を御確認いただければと思います。

障害福祉課地域生活支援グループ 加藤補佐

御意見ありがとうございます。最後の部分につきましては、再度精査をさせていただいて、差し替えを送付させていただきたいと思います。

圏域外の利用割合につきましては、学校の都合等で圏域外の事業所を利用されることが

あるかと思いますが、実態が分からない状況でございますので、尾張中部圏域につきましては、再度確認させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

川上委員

児童発達支援センターに関連して、我々のように者の方を対象とした基幹相談支援センターと違って、公立公営・公立民営・私立民営、さらに保育士を中心とした児童発達支援センターもあって、センターという意識に非常に温度差がありすぎるといいますか、センターと名乗りながら、支援の対象はうちの児童発達支援に来ている子どもだけだと明らかに発言される方がいます。ですから、児童発達支援センターの設置、あるいは仕組みについて、きちんとセンターの方にお伝えしないとイケない。児童発達支援センターではないと思えるところはちよくちよくありますから、その意識をもう少しどこかで管理しなければいけないのではないかと思います。

2点目の定着支援事業についてです。県の指定では、うちの事業所が1番だったのですが、けれども、きちんと相談を受けて、うちの事業所の定着支援を使っている人は、支援員がついているから就職も安定しているということで、本人も保護者も1割負担に関しては理解していただいています。一方で、現場では支援機関が全くついていない方々がいらっしゃって、その方々がきっかけで定着支援を受けている方にも影響が出ていると最近非常に感じています。それから、直接処遇支援をしている職員ですけれども、定着支援事業が国の処遇改善対象ではないのはなぜなのか、疑問があります。

また、5月24日に愛知県が愛知労働局とサポートデスクを作りましたが、これがさらに混乱に拍車をかけている。サポートデスクでは、障害者と企業をマッチングする就労支援と、本人の離職を防ぐための定着支援をやりますと書いてある。ですので、ナカポツ（障害者就業・生活支援センター）の定着支援と就労移行との調整をするのかと思ったら、そういうことは一切発言をしていない。時々訳の分からない連絡会があって、一昨日もありましたけれども、ちよつとずれた発言をされていて、私たちが混乱するけれども、支援を受ける人たちはもっと混乱する感じがします。これは愛知県の仕事ではないのかもしれませんが、サポートデスクは愛知県の設置ですので、今一度、サポートデスク、ナカポツ、就労移行、定着支援の整理をしないとイケないと思っております。先日、職員が愛知県版ジョブコーチの研修に行きましたけれども、サポートデスクが、困っている人がいるところに行ってくださいと提案していたと聞いて、それはナカポツの仕事じゃないのと思いました。どこが関係機関かも分からず、企業が何で混乱しているのか誰も知らないところに愛知県版ジョブコーチが行っても、混乱が増すばかりではないかと思います。サポートデスクを司っている方は、何をどう理解してみえるのか、私は疑問がいっぱいです。

高橋会長

しばしばある話かなと思ったりもしますけれども、どう整理されますか。

障害福祉課 渡辺主幹（地域生活支援）

御意見ありがとうございます。

サポートデスクにつきましては、名古屋駅のウイंकあいちの中にあり、県の労働局所管となっております。今年の4月にスタートした新しい事業ですが、ナカポツとの活動の住み分けが明確でないという趣旨の御意見かと思えます。会議に同席しておりませんでしたので、もう少し詳しく調べまして、改めて説明させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

大嶋委員

サポートデスクのお話をいただきましたので、厚生労働省愛知労働局より少し御説明をさせていただきます。

昨年来、愛知県内の障害者雇用率がかなり低いということで、具体的には最下位から2番目だったのが3番目になったということですが、いずれにせよ法定雇用率には全く届いていないという現状の中、改善したいということで、県や名古屋市に色々とかけ合っ、お互いの立場でできることはないだろうかと1年かけてずっと協議をしてきました。その成果物の1つが、県と国が初めて、同じ場所で職員を出し合っ、サポートデスクという施設になったわけです。国では、県下全域のハローワークが走り回っ、職場実習を受け入れてくれる事業所を開拓して、それにマッチングをしていく。県では、せつかく就職した方がすぐ辞めてしまう、特に精神の方がなかなか定着しづらいということも聞いていますので、定着に力を入れていただくことになりました。県ではそれを Man to Man animo というところに事業委託して運営していき、具体的には5月下旬にオープン、開所式を行ったということです。従っ、まだ1か月2か月経っていないような状況です。

現場には国の職員も入れているものですから、始まっ、話を聞いてみると、国のやり方と県のやり方、また県は委託事業ということで、仕様書の中身とか色々とぎくしゃくしているという話を聞いて、先ほどのナカポツの話も出てきましたので、何とか関係を円滑にしなきゃいけないということで、私は職業対策課長として恐らく初めてだと思えますけれども、今月、すべてのナカポツを訪問させていただいて、現場の皆さんから色々な話を聞かさせていただきました。こういった要望があるとか、こういうふうに連携していき、たいといった色々な話を、11か所全部、新城まで回りました。

先ほど連絡会議があっ、ということですが、私はそれに同席していないものから、どんな発言をされたのか分からないので、そこを含め、今月立ち上げたアイネスというナカポツの協議会がありますので、そういったところを利用しながら、お互いが動きやすいよう、ナカポツや関係機関が動きやすいように、徐々に周知しながらやっていき、たいと思えますので、今しばらく温かく見守っていただきたいと思えます。

高橋会長

期待をして待ちたいと思えます。

利用者の側、地域で支援している人の側、そして企業の側から見て、役割分担がはっきり見えるといいと思えます。役割分担と連携の姿がはっきりして見えると活用しやすいと思えますので、そのように整理していただき、次回は年度末となりますけれども、こんなふうにして、たいと思えますということを教えていただくとありがたいと思えますの

で、よろしくお願いいたします。

議題(3) 愛知県障害者基礎調査について

高橋会長

続きまして、議題(3)愛知県障害者基礎調査について、事務局から説明をお願いします。

障害福祉課社会参加推進グループ 坂上補佐

愛知県障害者基礎調査について、御説明いたします。

22 ページ、資料5 を御覧ください。

今年3月15日に本協議会で御説明をした後、障害者施策審議会での御意見、それから関係各所、課内の意見を加えまして検討を進めた結果、修正を行いまして、現時点での案を取りまとめましたので、御説明いたします。

大きく変更しましたところは、右側の部分、下線をつけた部分になります。

3(3)の調査方法・対象を御覧ください。

前は、身体障害者の調査数につきましては900人、合計2,500人を調査することとしておりましたが、母数が、知的障害者と精神障害者がそれぞれ約6万人に対して、身体障害者が約23万人と4倍近くいるのに調査数の割合がおかしいのではないかという御意見があり、母数の比率に合わせまして、身体障害者の調査数を知的、精神の400人の約4倍、1,500人として、全体を3,100人としたものです。

また、身体障害者の内訳は、当初、完全な無作為抽出としていたところですが、大ざっぱすぎるという御意見をいただきましたので、比率でその内訳を決めて抽出することとしたものです。なお、正確な比率で分けると、視覚、聴覚、音声言語が客体として少なすぎる事となるため、ある程度の数を確保するため、多少のバランスを図っております。

また、発達障害者につきましては、すべて関係団体会員からとしておりましたが、成人の方で病院にかかっている方を含めてはどうかとの意見がありましたので、精神医療センターの協力が得られる範囲で調整を行いまして、400人のうち、実際には70人でありますが、精神医療センターの受診者から選ばせていただくという調整ができましたので、残りを団体会員からとしております。

続きまして、資料23ページを御覧ください。別紙1といたしまして、御意見とそれに対する県の考え方、対応を取りまとめております。

主なものでございますが、一番上は今説明をいたしましたので、二つ目、特に回収率の改善についてでございます。

前回の回収率が51.2%ということで、それは低すぎるのではないかとのお話がありました。他県の状況で、東京や岐阜、大阪市などを参考に何とか改善ができないかとのお話をいただきましたけれども、色々と調べた結果、東京都の場合は非常勤職員150人を使って訪問調査を実施したり、岐阜県では市町村が行う訪問調査時に同時に行うとか、予算に表れない部分で工夫をされております。これを今から愛知県で調整して行うことは困難で

ございますので、予算の範囲内でできる限りで考えたいと思っております。

設問数が多いので回収率が低いのではないかという御意見もありまして、説明数を削減したいところではありますけれども、それもなかなか難しいことから、まずは見やすさを損なわない程度でページ数を抑えて予算を抑えまして、その分、業者選定の際に、回収率向上対策を選定項目として評価したいと考えております。

また、記載にもありますように、事前に調査協力を依頼したり、紙によるやりとりだけでなく電子媒体、メール等での提出についても可能とする方向で検討を進めるなど、できる範囲で回収率の向上に努めたいと思っております。

続きまして、資料 28 ページを御覧ください。別紙 2、今回の調査項目案になります。

前回の調査項目については、示させていただいておりますけれども、今回ここで新設した項目が問 28 の利用しているサービスへの不満の理由、問 51 のかかりつけ医療機関がない理由、問 58 の盲ろう者向けのコミュニケーション手段の種類、情報の取得方法、問 65 の無年金の理由。それから、時代や制度が変わってきているので、新しい制度に即した内容を入れて欲しいという御意見もございまして、問 93 と 94 でヘルプマークの認知度、所持・不所持について、それから高齢化問題についての項目をとという御意見もございましたので、問 98 と 99 で将来の生活への不安度とその不安の内容などを付け加えております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、設問数がかかなり多いことで回収率が低くなっていると思われておりますので、現在、設問数を削減する方向で見直せないか、さらに検討を進めているところであります。

これに基づいて、具体的な質問票が資料 29 ページ以降の別紙 3 になります。

時間がない中で恐縮ですが、御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

高橋会長

この基礎調査は、来年策定予定の次期障害者計画の基礎データとなるものです。御意見がありましたら、どうぞ。

鈴木委員

多分、名古屋市でも同じようなアンケートが実施されると思うのですがけれども、名古屋市の調査票を事前に見させていただいてまして、高次脳機能障害の部分がきっちり取り出しされて、アンケートの中身の記載をしていただくようになっています。

この調査票でいきますと、手帳だと精神障害になってしまうのですが、手帳を持っている高次脳機能障害の方たちは、なかなかピックアップしづらい、出てこないというところがあるので、もしできれば一度名古屋市の調査票を見ていただき、工夫ができる余地があれば工夫をしていただけるとありがたいと思います。

障害福祉課社会参加推進グループ 坂上補佐

ありがとうございます。名古屋市の調査票を確認させていただいて、修正できれば、修正の方向で検討したいと思います。

高橋会長

他にいかがですか。この件についてはよろしいですか。
御意見やお気づきのことがあれば、後で事務局にお知らせいただければと思います。
それでは御意見もないようですので、この件についてはこれで終わらせていただきたいと思います。

- 報告事項(1) 障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について**
(2) 緊急時の受け入れと消防法との関係について
(3) 愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と現状について

高橋会長

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項については、まず事務局から順次説明をしていただいて、御質問等については後程まとめてお引き受けをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは事務局からお願ひします。

障害福祉課地域生活支援グループ 加藤補佐

44 ページの資料 6 を御覧ください。令和元年度第 1 回障害者相談支援アドバイザー会議の検討状況等報告について説明をいたします。

今年度は重点検討項目として、基幹相談支援センター、児童発達支援センター、地域生活支援拠点等の整備を取り上げることとしております。平成 30 年度末時点での設置市町村数ですが、基幹相談支援センターが 31 市町村、児童発達支援センターが 19 市町、地域生活支援拠点が 19 市町村となっております。

資料右側の今後の取組・方向性等でございますけれども、第 5 期障害福祉計画での整備完了を掲げている市町村が多くありますが、予定どおり整備が進んでいるのか、工程管理をしながら、それぞれの圏域での取組について情報共有を図ってまいりたいと考えております。

また、その下の情報共有事項でございますけれども、地域移行支援を取り上げることとしております。地域生活移行を希望されている方のうち、個人情報の提供に御承諾をいただいた方については、市町村に氏名等を提供したところでありまして、各市町村において個人面談等の取組をしていただいているところです。また、精神科病院からの地域移行につきましても、1 年以上の長期入院患者の把握など、市町村や保健所とともに取組を進めていただいているところです。こうした市町村や圏域内の動きや助言状況等について、地域アドバイザー間の情報共有を図りながら、県内全域の底上げを図って参りたいと考えております。

簡単ですが、以上で相談支援アドバイザー会議の検討状況についての報告を終わらせていただきまして、続きまして、45 ページの資料 7 を御覧ください。

前回の協議会で御質問いただきました緊急時の受け入れと消防法との関係について、報告をいたします。

御質問の趣旨につきましては、資料の 1 のところに記載してありますとおり、地域生活

支援拠点等について、日中活動系サービス事業所が宿泊体験や緊急時の夜間対応に取り組んでしまうと、日中しか指定を取っていないので、消防法上違反になるのではないかとというものでございました。

この御質問につきまして、県の消防保安課に確認いたしました内容を、3 のところに記載させていただいております。(2)の回答でございますけれども、地域生活支援拠点等に緊急一時的に宿泊をする場合、施設の用途区分が変わり、消防用設備等の規制が変更となる場合があるので、事前の所轄の消防本部に相談していただきたいというものでございました。

書面ではこのような回答となりましたが、消防保安課で聞き取りました内容について少し口頭での報告をさせていただきます。基本的に宿泊サービスの提供が常態化している場合については、防火対象物の区分が変わるということでございますが、この宿泊サービスの提供の常態化とは、平成 26 年 3 月の消防庁通知がございまして、そちらでは 3 か月程度以上の一定期間の実績によるとの記載がされております。そのため、実際には 3 か月で半数以上の日数の宿泊がある状況と考えている消防本部が多いということでした。ただ、この日数や期間につきましては、各消防本部で取り扱いがまちまちであり、また宿泊があるということで独自にスプリンクラー等の義務づけをしてる可能性もあるため、まずは個別に所轄の消防本部に相談していただきたいとのことでした。

以上で緊急時の受け入れと消防法との関係については終わらせていただきまして、続きまして本日お手元に配らせていただきました参考資料についての説明をさせていただきたいと思っております。昨年 12 月に愛知労働局が公表された地方公共団体等における平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の集計結果となります。

8 ページを御覧ください。こちらに、愛知県の機関が記入されております。

なお、平成 31 年（令和元年）6 月 1 日現在の数値につきまして、愛知県知事部局のみ口頭でお伝えさせていただきます。②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数は 9,285 人、③障害者数は 258.5 人、④雇用率は 2.78%で、平成 30 年 6 月より若干の改善となっているとのことでした。

最後に、お配りしました黄色いチラシを御覧いただいてもよろしいでしょうか。

本県では高次脳機能障害のある方への支援のため、国の要綱に基づいて高次脳機能障害支援拠点機関を設置しておりまして、今までは名古屋総合リハビリテーションセンターに委託して、高次脳機能障害のある方への相談支援等を行ってまいりました。今年 4 月から相談機能の地域分散化を図るために、東三河地域に新たに高次脳機能障害支援拠点機関を設置いたしました。そちらがこのチラシの一番下に書いてございます、愛知県東部支援センター笑い太鼓というところでございます。皆様にも御承知いただきますとともに、身近な方々への周知の方お願いしたいと思います。なお、このチラシにつきましては、後日愛知県障害福祉課のホームページにも掲載する予定としております。

以上で障害福祉課からの説明、駆け足でございましたが終わらせていただきまして、続きまして A3 の資料に戻りまして、教育委員会から 47 ページの資料 8 の説明をしていただきますので、お願いいたします。

資料8-1を御覧ください。

私からは、平成26年度から平成30年度までの期間に取り組んできました愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と現状につきまして、Ⅰの幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等の部分を説明させていただきます。

1の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率ですが、着実に数値は伸びております。今後は、公立の幼稚園、小中学校の通常の学級、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒につきましても、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の有効性を伝えまして、保護者の理解を得て、作成を推進してまいります。

続きまして、2の中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の引継ぎに関しましては、平成30年3月は44.6%と、1年前に比べまして2.6ポイントの上昇となっております。今後につきましては、中高連携特別支援教育推進校研究として市を指定させていただき、その中の中学校と高等学校で連携について研究させていただいておりますので、そちらの成果と課題を整理しまして、時期や方法等、中学校から高等学校等への効果的な支援情報の引継ぎについて明らかにするなどしまして、引継ぎ率の向上をさらに進めてまいりたいと思っております。

3につきましては御覧おきください。

4の特別支援学校教諭等免許状の保有率につきましては、引き続き免許法認定講習の優先的受講、大学の公開講座等への協力を要請しまして、特別支援学級の担任や通級による指導担当教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率が、今後5年をめどに全国平均を上回るように働きかけてまいりたいと考えております。

5につきまして人事交流を行っておりますので御覧おきいただければと思います。

愛知県教育委員会特別支援教育課指導グループ 片山主査

私からは、Ⅱの特別支援学校とⅢの就労支援について説明させていただきます。

まず、特別支援学校の専門性の向上といたしまして、Ⅱの特別支援学校のうちの2の専門性の向上の(2)のところにあります特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の保有率が平成29年度から5.3ポイント上昇し、平成30年度は70.2%となっております。引き続き、要保有者に対し、取得状況、研修計画の確認を行い、取得をさらに促してまいります。

4の長時間通学の解消につきましては、今後は、遠距離や幹線道路の混雑等の理由で、スクールバスの増車のみでは解消できない長時間通学について、引き続き解消方を検討してまいります。

続いて、Ⅲの就労支援につきましては、平成27年度から平成30年度まで2名の就労アドバイザーを知的障害特別支援学校に配置し、関係機関等と連携を図ってまいりました。すべての障害種の特性に応じた就労支援及び職場定着のさらなる充実が図られるよう、今年度から就労アドバイザーを新たに1名増員しております。

続きまして、資料8-2を御覧ください。

今年度からは、昨年12月に策定いたしました第2期愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン2023)に基づき、本県の特別支援教育のさらなる推進を目指し、共生社会の実現に向け、校種間のつながりを意識した取組を進めてまいります。今後とも皆様

方の御理解御協力を承りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。

ただいま3件の報告事項と本日の配付資料について説明していただきましたけれども、何か御質問、御意見はありますでしょうか。御質問等があれば、まずどの報告事項についてなのかを言っていたらお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

川上委員

緊急時の受け入れと消防法との関係については、すでに各消防本部と話をしていて、駄目だと言われています。昨日の京都アニメーションさんのスタジオ火災の件では、事務所だということで防火扉もスプリンクラーも設置義務がなかったということを知ると、あまり緩和することは障害のある方を守るという意味ではよくないのかなと思いつつ、グループホームの設置基準を緩和した時のようなことを言っていたら難しいと思います。消防署さんは非常に厳しく、何かあるたびに言われますので、各市町の消防本部で話をしても一点張りになっていて、もう一歩進めるために話し合いをする場所が必要で、グループホームの緩和基準を作った時のように、県と地域生活移行推進部会等で話し合いができればと思います。でも、事務所で防火扉もスプリンクラーもなくってこうなったみたいなことを、昨日・今日とニュースでずっとやっていて、こういうことも急務だと思いつつ、ちょっと気になる場所です。

2点目は障害のある方の雇用についてですけれども、先般の国の水増し問題以降の採用がほぼ見えてきましたが、知的障害者の方がわずか3人、0.4%しかいなかった。一次試験に筆記試験があったということで、排除されたのではないかと話がよく福祉新聞等に出ていましたけれども、障害者だと言わないと分からない方々ばかりなのかなと思いつつ、大阪では知的・精神の方の教員試験の受験を認めたというニュースも先般流れましたが、障害者の数だけを追いかけるのではなくて、どういう分野でどういう切り出しの仕方をしたらどういった方が働けるのかという、踏み込んだ採用を考えていなければならぬ。先ほどの3障害平等という話から逆に言うと、国が0.4%というのはすごいことだと思いつつ、私達は就労支援をしていて、市町村や公立の病院でも支援をしていますので、その経験を生かして、障害別の割合と今後の対応、切り出しの仕方等を協議できればありがたいと思いつつ。

最後に、この4月に瀬戸つばき特別支援学校が開校しましたが、45学級のうちすでに43学級が詰まっています、なぜ2学級余っているのかというと、春日台の高等部3年生の子がまだ2学級くらい転校していない。校長会でも話をしましたが、来年2学級全部埋まったら、もういっぱいなんです。昔のように特別支援学校が嫌だという人も少数いますけども、今は少人数学級を好まれるお母さん方に非常に人気が高く、すぐ埋まってしまう。学校が来年にはもういっぱいになって環境が厳しくなるという実態に関して、特別支援学校のあり方もありますけれども、どう対応していくのかということが非常に気になる場所です。

障害福祉課地域生活支援グループ 加藤補佐

1 点目の消防法の関係ですけれども、県の消防保安課から話を聞いた限りでは、例えば週に1日泊まるくらいなら常態化とは言えないからかからないということ saying していたのですが、今の川上委員の御発言ですと、とてもそうではないという消防本部が多いというお話でしたので、特に瀬戸方面について、具体的に事例を出しながら、もう少し話をさせていたいただきたいと思います。

2 点目の障害者雇用について、県自身どうかというお話だと思いますけれども、県では人事課や色々な局にまたがっていますので、現在の雇用状況等、また、知的・精神への切り出し方法について確認させていただいて、次回御報告させていただきたいと思います。

愛知県教育委員会特別支援教育課指導グループ 片山主査

瀬戸つばき特別支援学校につきましては、現状まだ、来年度のことは把握しておりませんので、今後、学校等々と連携しながら進めてまいりたいと思います。児童生徒の教育環境というのを担保できるような形を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

手嶋委員

46 ページの教育諸条件の整備について、お話をさせていただきたいと思います。

すべての学校が新しくなりつつある中、一部の特別支援学校等では、ここで子どもたちが学んでいいのかというくらい、劣悪な環境で学んでいるところを目の当たりにすると、せめて暖房等が少しずつ改善されていることに関しては良いかなと思います。

トイレについても、今時和式というところはないと思います。地域生活を続けていくために今後さらなる支援が必要なお子さんたちですので、肢体不自由児の施設だけではなくすべての学校に、まずはトイレをぜひ整備してやってほしいと思います。かつ、多目的トイレは子どもたちだけではなく、学校で障害者の方が働ける環境ということは非常に重要だと思いますので、障害を持った方たちが雇用されるという面においても、身体だけのところに限定せずに、さらなる展開をお願いしたい。すべての特別支援学校に進めていただくことを強く切望しております。

高橋会長

計画年度は出ているわけですが、今の進捗は具体的にどうなっていますか。

愛知県教育委員会特別支援教育課指導グループ 片山主査

担当課が異なりますが、推進計画で示したとおりに進んでおります。今回、委員から環境面につきまして御意見をいただきましたので、担当課に伝えてまいります。

高橋会長

次の時に進捗を少し教えていただければと思います。多分、特別支援教育課の方も同じ思いだと思いますけれども、手嶋委員の仰ったことはもっともだと思います。空調はかなり進んできたように思いますので、そのあたりを教えていただくと、もう間もなくだと

思って安心できますので、よろしく申し上げます。

鈴木委員

46 ページの特別支援学校のことについて、質問させていただければと思います。

現場を離れていることもあって、最近の状況を教えていただきたいのですが、盲学校に歩行訓練のできる歩行訓練士のような方が、確か岡崎盲学校で嘱託として雇われたと聞いたことがありますけれども、今もいらっしゃるのでしょうか。成長過程でそうした訓練がきちりできる人がちゃんと入り込んでいくことで、全然違ってきてしまうのですけれども、今どうなっているのか教えていただけるとありがたいと思います。

愛知県教育委員会特別支援教育課指導グループ 片山主査

仰るとおり、岡崎盲学校につきましては、限られた時間となりますが、歩行訓練士が配置されております。名古屋盲学校については手元に資料がないので、次の回には持ってまいりたいと思います。

歩行訓練士を始め外部の色々な人材等の活用についても、今後、県としても検討してまいりたいと思いますので、御意見として承りたいと思います。

高橋会長

たくさん御意見をいただきました。時間も大分過ぎましたので、この辺で終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了させていただきます。

最後に、私の方から一件提案をさせていただきます。

お手元の自立支援協議会設置要綱を御覧いただければと思います。第4の第4項で、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理することとなっています。今までは職務代理者を示してきませんでしたけれども、職務代理者に鈴木委員を指名したいと思いますので、御了承ください。鈴木委員、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、愛知県障害者自立支援協議会を終わらせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

7 欠席委員の意見

(事前質問) 障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくために、どのような助けがある
といいと思いますか。

(増田恵輔委員) 町内会などの行事で参加したら、声をかけてほしい。